

きんしん法人インターネットバンキング利用規定

第1条 きんしん法人インターネットバンキングの申込

1. サービス内容

きんしん法人インターネットバンキング（以下「本サービス」といいます。）とは、パーソナルコンピュータ等の機器（以下「端末」といいます。）を用いたご契約者（以下「ご契約先」といいます。）からの依頼に基づき、資金移動、口座情報の照会、総合振込・給与（賞与）振込・預金口座振替等の各種データの伝送、税金・各種料金の払込み、その他当金庫所定の取引を行うサービスをいいます。

ただし、当金庫は、本サービスの対象となる取引および内容を追加または変更する場合があります。追加または変更する場合には、ご契約先に事前に通知または公表するものとします。かかる追加または変更により万一ご契約先に損害が生じた場合にも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

2. 利用申込

- (1) 本サービスの利用を申込まれるお客さま（以下「利用申込者」といいます。）は、本利用規定およびその他関連諸規定の内容に同意のうえ、「きんしん法人インターネットバンキング申込書」（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記載して当金庫に提出するものとします。
- (2) 当金庫は、申込書の記載内容に不備がないこと等の必要事項を確認のうえ、申込を承諾する場合に契約者ID（利用者番号）および確認用パスワードを記載した「お客様カード」を貸与し、利用申込者の届出住所に郵送するものとします。
- (3) 当金庫が申込書に押印された印影と届出の各口座の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取扱った場合、申込書に偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- (4) 利用申込者は、ご契約先の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した契約者ID（利用者番号）または各種暗証番号の不正使用、誤使用等によるリスク発生の可能性および本利用規定の内容について理解したうえで、自らの判断と責任において本サービスの利用申込をするものとします。

3. 利用資格者

本利用規定に同意し、当金庫本支店に当座預金または普通預金を開設している法人、法人格のない団体（任意団体は除きます。）、個人事業主等のお客さまを本サービスの対象者としてします。

- (1) ご契約先は、本サービスの申込に際し、ご契約先を代表する管理者（以下「管理者」といいます。）を申込書により届け出るものとします。
- (2) 管理者は、管理者が定めた一定の範囲内で、本サービスの利用に関する管理者

の権限を代行する利用者（以下「利用者」といいます。）を当金庫所定の手続により登録できるものとします。

- (3) ご契約先は、管理者の変更または管理者の登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続により速やかに届け出るものとします。当金庫は、当金庫内での変更登録処理が完了するまでの間、管理者の変更または管理者の登録内容に変更がないものとして処理することができるものとし、万一これによってご契約先に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (4) 管理者は、利用者の追加登録・削除または利用者の登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続により追加登録・削除または変更登録処理を管理者自身で行うものとします。
- (5) 本サービスの利用資格者は、管理者および利用者としてします。

4. 契約の成立

本サービスの利用に関するご契約先と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます。）は、当金庫所定の方法によるお客さまの申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。

5. 反社会的勢力でないことの表明・確約

- (1) ご契約先は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (2) ご契約先は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた要求行為

- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて金庫の信用を毀損し、または金庫の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
6. 使用できる端末
- 本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定のものに限りません。なお、本サービスの対象となる取引は、端末の種類により異なる場合があります。
7. 本サービスの取扱時間
- 本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。ただし、当金庫は、取扱時間を変更する場合があります。変更する場合には、ご契約先に事前に通知または公表するものとします。
- また、取扱時間は、取引により異なる場合があります。
8. 代表口座
- ご契約先は、当金庫本支店に開設しているご契約先名義の当座預金口座または普通預金口座の一つを本サービスによる取引に主に使用する口座（以下「代表口座」といいます。）として申込書により届け出るものとします。
9. 手数料等
- (1) 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の月額基本手数料（以下「利用手数料」といいます。）および消費税（地方消費税を含みます。以下同じ。）をお支払いいただきます。当金庫は、利用手数料および消費税について、当座勘定規定、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。以下同じ。）およびその他当金庫が定める規定等にかかわらず、当座小切手または通帳・払戻請求書の提出を受けることなしに、申込書により届出の代表口座から当金庫所定の日に自動的に引落しいたします。
- (2) 当金庫は、利用手数料を変更する場合があります。変更する場合には、ご契約先に事前に通知または公表するものとします。
- (3) ご契約先は、取引の内容により利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税を支払うものとします。なお、提供する本サービスの追加または変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合においても、本項第1号と同様の方法により引落しいたします。

第2条 本人確認

1. 本人確認の手段

- (1) ご契約先が本サービスを利用するに際して、当金庫は、端末から通知されご契約先の次の各号に定める暗証番号（以下、「各種暗証番号」という。）と当金庫に登録されている各種暗証番号との一致を確認することにより、ご契約先の本人確認

を行うものとします。本サービスの本人確認に使用する各種暗証番号の組合せは、本サービスの対象となる取引の内容に応じて当金庫所定のものとします。

①管理者

- ・ 契約者 I D (利用者番号)
- ・ 確認用パスワード
- ・ ご契約先登録用暗証番号
- ・ ご契約先暗証番号
- ・ ご契約先確認用暗証番号

②利用者

- ・ 契約者 I D (利用者番号)
- ・ 利用者 I D
- ・ 利用者暗証番号
- ・ 利用者確認暗証番号
- ・ 利用者ワンタイムパスワード

(2) 当金庫は、契約者 I D (利用者番号) および各種暗証番号により、ご契約先の確認を行う (以下「I D・パスワード方式」といいます。) のものとします。

2. ご契約先暗証番号等の届出・登録

- (1) ご契約先登録用暗証番号は、ご契約先自身が決定し、申込書により当金庫に届け出てください。
- (2) 管理者は、本サービスのご利用開始前に、端末にてご契約先暗証番号およびご契約先確認暗証番号を当金庫所定の方法により登録します。

3. 利用者暗証番号等の登録

管理者は、端末にて利用者の利用者 I D、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号および利用者ワンタイムパスワードを当金庫所定の方法により登録します。なお、利用者ワンタイムパスワードの利用はご契約先の任意とします。

4. 本人確認手続

(1) 管理者の本人確認方法については、次に定めるとおりとします。

- ①管理者は、契約者 I D (利用者番号) およびご契約先暗証番号を端末から入力し、その後、確認用パスワードを端末から入力します。
- ②当金庫は、管理者が入力された各内容と当金庫に登録されている各内容の一致により本人であることを確認します。

(2) 前項により、すでに利用者 I D、利用者暗証番号および利用者確認暗証番号の登録が完了した利用者の取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、次に定めるとおりとします。

- ①利用者は、契約者 I D (利用者番号)、利用者 I D および利用者暗証番号を端末から入力します。

- ②当金庫は、利用者が入力された各内容と当金庫に登録されている各内容の一致により本人であることを確認します。
- (3) 当金庫は、本項第1号および第2号に基づく本人確認および依頼内容の確認を行うことにより次の事項を確認できたものとして取扱います。
- ①ご契約先の有効な意思による申込であること。
- ②当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。
- (4) 当金庫が本項に定める本人確認および依頼内容の確認をして取引を実施した場合、契約者ID(利用者番号)、各種暗証番号および利用者IDにつき不正使用、誤使用その他の事故があっても、当金庫は当該取引を有効なものとして取扱うものとし、また、そのために生じた損害について、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
5. お客様カードの取扱い
- (1) 「お客様カード」は、管理者自身が保管するものとし、また、第三者への譲渡・貸与はできません。当金庫から請求があった場合、ご契約先は、速やかに「お客様カード」を当金庫に返却するものとし、
- (2) ご契約先は、「お客様カード」を紛失、盗難その他の事故で失った場合、取引の安全性を確保するため、速やかにご契約先自身から当金庫所定の書面により当金庫に届け出てください。この届出に対し、当金庫は、所定の手続きを行い、本サービスの利用停止の措置を講じます。この届出に基づく所定の手続きの完了前に生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
6. 暗証番号等の管理
- (1) 各種暗証番号は、ご契約先自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。また、各種暗証番号は、生年月日、電話番号および連続番号等の他人に知られやすい番号を登録することを避けるとともに、定期的に変更手続きを行ってください。
- (2) 各種暗証番号につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故の恐れがある場合は、当金庫に直ちに連絡をしてください。
- (3) 管理者が本サービスを利用するにあたり、各種暗証番号の誤入力を当金庫所定の回数連続して行った場合、その時点で当金庫は本サービスの利用を停止しますので、本サービスを再開する際、ご契約先は当金庫に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。
- (4) 利用者が本サービスを利用するにあたり、各種暗証番号の誤入力を当金庫所定の回数連続して行った場合、その時点で当金庫は当該利用者にかかる本サービスの利用を停止しますので、当該利用者に関して本サービスを再開する際、管理者は端末により解除処理を行ってください。

第3条 取引の依頼

1. サービス利用口座の届出

- (1) ご契約先は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座（以下「サービス利用口座」といいます。）を申込書により当金庫に届け出るものとし、サービス利用口座のうち、いずれか一つを代表口座として届け出るものとしします。
- (2) 当金庫は、届出の内容に従い、サービス利用口座を登録します。ただし、サービス利用口座として指定可能な預金種目および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとしします。
- (3) 届出可能なサービス利用口座の口座数は、当金庫所定の数以内とします。
- (4) 届出可能なサービス利用口座は、ご契約先名義の口座のみとします。
- (5) サービス利用口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により届け出てください。
- (6) 前各号に基づく届出または変更に係るサービス利用口座について、当金庫所定の方法によりお客さまの口座に相違ないものと認めて取り扱いましたう場合は、それらにつき偽造・変造その他事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

2. 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、第2条に基づく本人確認終了後、利用者が取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法で正確に当金庫に伝達することにより行うものとしします。当金庫は、前項のサービス利用口座の届出に従い、取引を実施します。

3. 取引依頼の確定

- (1) 当金庫が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、当金庫はご契約先に依頼内容を確認し、ご契約先は、その内容が正しい場合、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。当金庫は、この回答が各取引で定める当金庫所定の確認時間内に行われ、かつ当該時間内に当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当金庫所定の方法で各取引の手続を行います。なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の変更・取消はできないものとしします。
- (2) 前号の取引において、実施結果および取引依頼の確認内容に不明な点がある場合またはその通知が受信できなかった場合は、当金庫まで速やかにご照会ください。この照会がなかったことによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

第4条 資金移動取引

1. 取引の内容

- (1) 本サービスによる資金移動取引の内容は、ご契約先からの端末による依頼に基づき、ご契約先の指定した日（以下「指定日」といいます。）にご契約先の指定するサービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます。）からご契約先の指定する金額を引落しのうえ、ご契約先の指定する当金庫本支店または他金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）に振込依頼の発信または振替の処理を行う取引をいいます。なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税をお支払いいただきます。
- (2) 支払指定口座と入金指定口座が異なる当金庫本支店にある場合、入金指定口座が他金融機関の国内本支店にある場合または支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。支払指定口座と入金指定口座が同一店舗内でかつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。
- (3) 依頼内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込資金と振込手数料および消費税の合計金額または振替資金を引落しのうえ、当金庫所定の方法により入金指定口座へ振込または振替の手続をいたします。
- (4) 当金庫は、振込資金と振込手数料および消費税の合計金額または振替資金について、当座勘定規定、普通預金規定およびその他当金庫の定める規定等にかかわらず、当座小切手または通帳・払戻請求書の提出を受けることなしに、支払指定口座から自動的に引落しいたします。
- (5) 次のいずれかに該当する場合、振込または振替はできません。
 - ①振込または振替時に、振込資金と振込手数料および消費税の合計金額または振替資金の金額が支払指定口座から払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超える場合。
 - ②支払指定口座が解約済の場合。
 - ③ご契約先から支払指定口座についての支払停止の届出があり、当金庫がそれに基づく所定の手続を行った場合。
 - ④差押、相殺等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めた場合。
 - ⑤入金指定口座が解約済等の事由により入金できない場合。
 - ⑥その他、振込または振替ができないと当金庫が認める事由がある場合。
- (6) 振込において、振込先の金融機関から当金庫に対して振込内容の照会があった場合、当金庫は、依頼内容についてご契約先に照会することがあります。この場合は、当金庫に速やかに回答してください。当金庫の照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合は、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。また、入金指定口座なし等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合、当金庫は、振

込資金を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座に返却します。この場合、本項第1号の振込手数料および消費税は返却いたしません。

- (7) 振替において、入金指定口座への入金ができない場合、当金庫は、振替資金を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。

2. 指定日

- (1) 振込依頼の発信または振替の処理は、指定日に手続を行います。
- (2) 指定日が当日扱いの振込依頼および振替の場合、依頼内容の確定時点で本条第1項第3号の手続をいたします。なお、この場合、当金庫は依頼内容の確定時点で即時に振込・振替を行いますが、振込先の金融機関によっては、当該金融機関の所定の時限の超過などの理由により即時に入金できない場合があります。
- (3) 指定日が当日でない振込依頼および振替（予約扱いの振込依頼および振替）の場合、指定日当日早朝に本条第1項第3号の手続をいたします。なお、この場合、指定日を土・日・祝日および金融機関休業日とすることはできません。

3. 依頼内容の変更・組戻し

- (1) 振込において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合は、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において、次の訂正手続により取扱います。受付にあたっては、当金庫所定の訂正手数料および消費税をお支払いいただきます。ただし、振込先の金融機関・本支店名または振込金額を変更する場合は、次号に規定する組戻し手続により取扱います。
- ①訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の訂正依頼書に当該取引の支払指定口座にかかる届出印により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認書類または保証人を求めることがあります。
- ②当金庫は、訂正依頼書に従い、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (2) 振込において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合は、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において、次の組戻し手続により取扱います。受付にあたっては、当金庫所定の組戻し手数料および消費税をお支払いいただきます。
- ①組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻し依頼書に当該取引の支払指定口座にかかる届出印により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認書類または保証人を求めることがあります。
- ②当金庫は、組戻し依頼書に従い、組戻し依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- ③組戻しされた振込資金は、当該取引の支払指定口座に返却します。この場合、本条第1項第1号の振込手数料および消費税は返却いたしません。
- (3) 本項第1号および第2号の各場合において、振込先の金融機関がすでに振込通

知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合は、ご契約先と振込受取人との間で協議してください。

- (4) 訂正依頼書または組戻依頼書に使用された印影（または署名）と届出印（または署名鑑）とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いした場合、これらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- (5) 振替において、依頼内容の確定後、依頼内容の変更および依頼の取りやめはできません。

4. 依頼内容の取消

振込において、依頼内容の確定後にその依頼を取消する場合は、次の各号に規定する手続により取扱います。

- (1) 指定日が当日でない振込依頼の場合、指定日前日（資金移動サービスの取扱時間内）までは、当金庫所定の方法により依頼内容の取消をすることができます。ただし、上記の時限を過ぎた場合は、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において組戻手続により取扱います。
- (2) 指定日が当日扱いの振込依頼の場合、依頼内容の取消はできません。当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において組戻手続により取扱います。

5. ご利用限度額

- (1) 当金庫は、振込・振替それぞれに1回あたりおよび1日あたりのご利用限度額（上限限度額）を設けます。なお、当金庫は、この上限限度額を変更する場合があります。変更する場合には、ご契約先に事前に通知または公表するものとします。
- (2) ご契約先は、前号に基づき定められた1回あたりおよび1日あたりの上限限度額を限度として上限限度額を設定することができるものとします。
- (3) 当金庫は、ご契約先が設定した上限限度額（ご契約先が設定しない場合は当金庫所定の上限限度額）を超えた取引依頼について受付義務を負いません。

第5条 照会サービス

1. 取引の内容

ご契約先は、ご契約先の指定するサービス利用口座について、残高照会、入出金明細照会等の口座情報を照会することができます。なお、照会可能な明細は、当金庫所定の期間内に取引のあった明細に限ります。

2. 照会後の変更・取消

ご契約先からの照会を受けて当金庫から回答した内容について、当金庫がその責めによらない事由により変更または取消を行った場合、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

第6条 ファイル伝送サービス

1. サービスの定義

- (1) ファイル伝送サービス（以下「ファイル伝送」といいます。）とは、当金庫所定の申込手続を完了したご契約先が通信回線を通じて総合振込・給与（賞与）振込・預金口座振替等のデータを一括して伝送できるサービスをいいます。
- (2) ファイル伝送が可能なデータ（以下「伝送データ」といいます。）は、申込書により契約したファイル伝送区分の範囲とし、伝送データの種類は、総合振込明細、給与（賞与）振込明細および預金口座振替請求明細とします。
- (3) 預金口座振替については、取扱店の範囲、取扱方法等の委託事務につき、別途「きんしん法人インターネットバンキング預金口座振替サービス申込書」により契約するものとします。
- (4) 取引明細通知サービスについては、対象口座やデータ内容につき、別途「きんしん法人インターネットバンキング取引明細通知サービス申込書」により契約するものとします。

2. 取りまとめ店

ファイル伝送にかかる取りまとめ店は、ご契約先の指定する代表口座（以下「資金引落口座」といいます。）がある当金庫本支店とします。

3. 委託事務

- (1) 当金庫は、ご契約先より次の事務の委託を受けるものとします。受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税をお支払いいただきます。
総合振込 : ご契約先の取引先に対して支払う資金の振込事務
給与（賞与）振込 : ご契約先の役員ならびに従業員（以下「受給者」といいます。）に対する報酬・給与・賞与の振込事務
- (2) ご契約先は、振込指定日として当金庫所定の金融機関営業日を指定することができます。

4. 取扱方法

- (1) 総合振込・給与（賞与）振込（以下「一括振込」といいます。）を指定できる金融機関は、当金庫本支店あるいは他金融機関の国内本支店とします。
- (2) 一括振込を指定できる預金口座（以下「振込指定口座」といいます。）は、当金庫所定の預金種目とし、給与（賞与）振込の場合、受給者本人名義の口座でかつ当金庫所定の預金種目に限ります。
- (3) 当金庫に一括振込を依頼するに際しては、事前に振込指定口座の確認を行ってください。確認に際し、必要がある場合は、当金庫が協力します。なお、給与（賞与）振込の場合は、事前に当金庫所定の書面を提出してください。
- (4) ご契約先は、当金庫に対し、下記の時限までにファイル伝送を利用して伝送データの送信を完了するものとします。

総合振込 : 振込指定日の前営業日の 17 時まで

給与（賞与）振込 : 振込指定日の 2 営業日前の 13 時まで

- (5) 依頼内容が確定した場合、当金庫は、依頼に従い、振込指定日に手続を行います。
- (6) 総合振込・給与（賞与）振込の各資金（以下「一括振込資金」といいます。）は、次の方法で取扱います。
 - ①一括振込資金と振込手数料および消費税の合計金額は、振込指定日の 2 営業日前までに資金引落口座に入金してください。
 - ②当金庫は、一括振込資金と振込手数料および消費税の合計金額について、当座勘定規定、普通預金規定およびその他当金庫の定める規定等にかかわらず、当座小切手または通帳・払戻請求書の提出を受けることなしに、資金引落口座から自動的に引落いたします。
- (7) 伝送データを正式データとして受領した以降、当金庫は、原則として受領したデータの変更または取消を行いません。
- (8) 当金庫は、振込受取人に対し、入金通知を行いません。
- (9) 振込先の金融機関から当金庫に対して振込内容の照会があった場合、当金庫は、依頼内容についてご契約先に照会することがあります。この場合は、当金庫に速やかに回答してください。当金庫の照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合は、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。また、振込指定口座なし等の事由により振込先の金融機関から一括振込資金が返却された場合、当金庫は、一括振込資金を当金庫所定の方法により当該取引の資金引落口座に返却します。この場合、本条第 3 項第 1 号の振込手数料および消費税は返却いたしません。

5. 依頼内容の変更・組戻し

- (1) 依頼内容の確定後、振込指定日を変更する場合に限り、当金庫所定の変更可能時限内であれば、ご契約先は、当金庫所定の手続により依頼することで、依頼内容を変更することができるものとします。ただし、上記の変更可能時限を過ぎた場合は、次号に規定する組戻し手続により取扱います。
- (2) 依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合は、当該取引の資金引落口座がある当金庫本支店の窓口において、次の組戻し手続により取扱います。受付にあたっては、当金庫所定の組戻し手数料および消費税をお支払いいただきます。
 - ①組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻し依頼書に当該取引の資金引落口座にかかる届出印により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認書類または保証人を求めることがあります。
 - ②当金庫は、組戻し依頼書に従い、組戻し依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

- ③組戻しされた一括振込資金は、当該取引の資金引落口座に返却します。この場合、本条第3項第1号の振込手数料および消費税は返却いたしません。
- (3) 本項第1号および第2号の各場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合は、ご契約先と振込受取人との間で協議してください。
- (4) 組戻依頼書に使用された印影（または署名）と届出印（または署名鑑）とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いした場合、これらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

6. 依頼内容の取消

依頼内容の確定後、当金庫所定の取消可能時限内であれば、ご契約先は、当金庫所定の手続により依頼することで、依頼内容を取消することができるものとします。ただし、上記の取消可能時限を過ぎた場合、依頼内容の取消はできません。当該取引の資金引落口座がある当金庫本支店の窓口において組戻手続により取扱います。

7. ご利用限度額

- (1) 当金庫は、ファイル伝送の種類毎に伝送1回あたりのご利用限度額（上限限度額）を設けます。なお、当金庫は、この上限限度額を変更する場合があります。変更する場合には、ご契約先に事前に通知または公表するものとします。
- (2) ご契約先は、ファイル伝送の種類毎に前号に基づき定められた伝送1回あたりの上限限度額を限度として上限限度額を設定することができるものとします。
- (3) 当金庫は、ご契約先が設定した上限限度額（ご契約先が設定しない場合は当金庫所定の上限限度額）を超えた取引依頼について受付義務を負いません。

第7条 税金・各種料金払込みサービス「P a y - e a s y（ペイジー）」

1. 取引の内容

- (1) 税金・各種料金払込みサービス「P a y - e a s y（ペイジー）」（以下「料金払込みサービス」といいます。）とは、当金庫所定の収納機関（以下「収納機関」といいます。）に対する各種料金の照会および支払指定口座から指定の金額を引落し、収納機関に対する当該各種料金の支払として当該引落し金を払込むことができるサービスをいいます。
- (2) 料金払込みサービスの1回あたりおよび1日あたりのご利用限度額の上限限度額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、この上限限度額をその裁量により変更する場合があります。変更する場合には、ご契約先に事前に通知または公表するものとします。
- (3) 料金払込みサービスは、本条に特別な定めがない限り、第4条における資金移動と同様の取扱いとします。

- (4) 一度依頼した払込みは、取消できないものとします。
- (5) 当金庫は、ご契約先に対して払込みにかかる領収書を発行いたしません。
- (6) 収納機関の請求内容および収納機関での収納手続の結果等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。
- (7) 料金払込みサービスの取扱時間は、原則として当金庫所定の時間内とします。
なお、収納機関の取扱時間の変更等により当金庫所定の時間内であっても取扱いができない場合があります。

2. 利用の停止・取消等

- (1) 収納機関が指定する項目の入力を当金庫所定の回数以上誤った場合は、料金払込みサービスの利用を停止することがあります。料金払込みサービスの利用を再開する場合、必要に応じて当金庫所定の手続を行ってください。
- (2) 収納機関から収納依頼内容に関する確認ができない場合、料金払込みサービスを利用できません。
- (3) 収納機関からの連絡により、一度受け付けた払込みについて取消となる場合があります。

第8条 届出事項の変更等

本サービスにかかる印章を失った場合または印章・氏名・住所その他の届出事項に変更があった場合、ご契約先は、直ちに当金庫所定の書面によりサービス利用口座保有店に届け出るものとします。なお、届出事項の変更は、当金庫の手続が完了した時より有効とし、手続完了前に生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

第9条 取引の記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合は、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

第10条 海外からのご利用

海外からは、その国の法律・制度・通信事情・通信機器の仕様等により本サービスをご利用いただけない場合があります。当該国の法律等を事前にご確認ください。

第11条 免責事項等

1. 免責事項

次のいずれかの事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、裁判所等の公的機関の措置その他やむを得ない事由があった場合。
- (2) 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにも

かかわらず、端末、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じた場合。

(3) 当金庫以外の金融機関の責めに帰すべき事由があった場合。

2. 通信経路における安全対策

ご契約先は、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスに関して当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

3. 端末の障害

本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼動する環境については、ご契約先の責任において確保してください。

当金庫は、本サービスの契約により端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。

万一、端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

4. 郵送上の事故

当金庫が発行した「お客様カード」が郵送上の事故等当金庫の責めによらない事由により第三者が「お客様カード」に記載の確認用パスワードを知り得たとしても、そのために生じた損害について、当金庫は一切責任を負いません。

5. 電子メールアドレスの届出

ご契約先が当金庫所定の方法で届け出た電子メールアドレスがご契約先以外の第三者のアドレスになっていたとしても、そのために生じた損害について、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫は一切責任を負いません。

第12条 解約等

1. 都合解約

本契約は、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。なお、ご契約先からの解約の通知は、当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。

2. 代表口座の解約

代表口座が解約された場合は、本契約はすべて解約されたものとみなします。

3. サービス利用口座の解約

サービス利用口座が解約された場合は、当該口座に対する本サービスは解約されたものとみなします。

4. 強制解約

(1) ご契約先が次のいずれかに該当した場合、当金庫は、本契約を解約することができるものとします。

① 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。

- ②当金庫に支払うべき利用手数料またはその他の諸手数料の支払が遅延した場合。
 - ③「お客様カード」が郵便不着等で返戻された場合、または住所変更の届出を怠る等により当金庫においてご契約先の所在が不明となった場合。
 - ④支払の停止または破産、特別清算、会社整理、会社更生もしくは民事再生の
手続開始の申し立てがあった場合。
 - ⑤相続の開始があった場合。
 - ⑥成年後見制度利用者となった場合。
 - ⑦事業の全部または一部を譲渡した場合、または会社分割、合併もしくは解散
の決議があった場合。
 - ⑧手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合。
 - ⑨第1条第5項第1号のいずれかに該当した場合、もしくは第1条第5項第2
号のいずれかに該当する行為をした場合または、第1条第5項第1号に基づ
く表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
 - ⑩各種暗証番号の不正使用があった場合、または本サービスを不正利用した場
合。
 - ⑪当金庫との取引約定に違反した場合その他当金庫が本サービスの利用停止を
必要とする相当の事由が生じた場合。
- (2) 当金庫が解約の通知をご契約先の届出住所にあてて発信した場合は、通常到達
すべき時に到達したものとみなします。当金庫が通常到達すべき時に到達した
ものとみなしたことにより生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

5. 解約後の処理

本契約が本条による解約により終了した場合、その時まで処理が完了していな
い取引の依頼について、当金庫は処理をする義務を負いません。本契約の解約日
以降、ご契約先の「お客様カード」、契約者ID（利用者番号）、各種暗証番号は
すべて無効となります。

第13条 通知等の連絡先

当金庫は、ご契約先に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすること
があります。その場合、当金庫に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡
先とします。なお、当金庫がご契約先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、また
は送付書類を発送した場合は、届出事項の変更を怠る等のご契約先の責めに帰すべき事
由によりこれらが延着したときまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到
達したものとみなします。

また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに
電話・電子メールの不通等、通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなす

ものとし、これにより生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

第 14 条 規定等の準用

本利用規定に定めのない事項については、サービス利用口座にかかる各種規定、普通預金規定、振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書等により取扱います。

第 15 条 規定の変更等

当金庫は、本利用規定の内容を任意に変更できるものとします。

変更内容は、当金庫ホームページでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

第 16 条 契約期間

本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特にご契約先または当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

第 17 条 機密保持

ご契約先および当金庫は、法令等により開示する義務がある等の正当な事由がある場合を除き、本サービスによって知り得た相手方および第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。

第 18 条 準拠法・合意管轄

本契約および本サービスの準拠法は、日本法とします。

本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合の管轄裁判所は、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第 19 条 譲渡・質入・貸与の禁止

本契約に基づくご契約先の権利義務は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・質入・貸与等を行うことができません。

第 20 条 移管

1. ご契約先の都合による場合

代表口座をご契約先の都合で移管する場合、本契約は解約となりますので、移管後の口座で新たに本サービスを契約してください。

2. 店舗統廃合による場合

代表口座が店舗の統廃合等当金庫の都合で移管された場合、原則として新しい当該口座保有店に移し替えとなります。ただし、ご契約先に連絡のうえ、個別の対応をさせていただく場合がありますので、予めご了承ください。

第 21 条 サービスの休止・停止・終了

当金庫は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合、本サービスの全部または一部を休止もしくは停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により通知または公表するものとします。この場合、契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

また、当金庫は、やむを得ない事由がある場合、本サービスの全部または一部を終了することがあります。その場合は、事前に当金庫所定の方法により通知または公表するものとします。

以上